様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）

赤字部分を記入
青字部分に注意

許可を受けた業種の全部を廃止する場合

廃　業　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和元年　5　月　1　日

個人事業主が亡くなった場合、その相続人が届出を行います

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
奈良県知事　殿

届出者　奈良県奈良市登大路町３Ｃ
登大路建設
被相続人　登大路太郎　　相続人　登大路二郎　印

必ず押印
法人：会社印
個人：実印

必ず「1」

届出の区分　項番 3　5 4 1　（１．全部の業種の廃業　２．一部の業種の廃業）

2以上の許可年月日がある場合、最も古いものを記載する

必ず「29」（奈良県の番号）

許可番号　大臣 知事 コ　5 5　3　2 9　~~国土交通大臣~~ 奈良県知事 許可（般 ~~特~~ －2 7）第 5 9 9 9 9 9 10 9 9 号　許可年月日　平成 ~~令和~~ 11 2 7 年 13 0 6 月 15 3 0 日

許可を受けた全ての業種について、上段下段ともに記載する

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
廃止した建設業	5 6	1				1	1					1		1	1												1				（１．一般　２．特定）
届出時に許可を受けている建設業	5 7	1				1	1					1		1	1												1				

行政庁側記入欄
整理区分　5 8　3

記入しない

決裁年月日　5 9　令和 3 年 5 月 7 日

【備考】

廃業等の年月日　令和元年　5　月　1　日

廃業等の理由
（1）　許可に係る建設業者が死亡したため
（2）　法人が合併により消滅したため
（3）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
（4）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
（5）　許可を受けた建設業を廃止したため

該当する理由を選び、〇をつける

県の入札参加資格をお持ちの場合は、別途、「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」の提出が必要です

問い合わせ先:
廃業届について:
建設業・契約管理課　建設業指導係　（TEL: 0742－27－5429）
競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書について:
建設業・契約管理課　公共工事契約管理係（TEL: 0742－27－7425）

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）

許可を受けた業種の一部を廃止する場合

0 0 9

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和元年　5　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
奈良県知事　殿

届出者　奈良県奈良市登大路町３０
登大路建設
代表者　登大路太郎　印

必ず押印
法人：会社印
個人：実印

必ず「2」

届　出　の　区　分　項番 3　5 4 2　（ 1．全部の業種の廃業 / 2．一部の業種の廃業 ）

2以上の許可年月日がある場合、最も古いものを記載する

必ず「29」（奈良県の番号）

許　可　番　号　大臣 知事 コ　5 5 2 9　~~国土交通大臣~~ 奈良県知事 許可（般 ~~特~~ － 2 7）第 9 9 9 9 9 9 号　許可年月日 平成 ~~令和~~ 2 7 年 0 6 月 3 0 日

上段： 今回、廃業する業種の欄に一般建設業であれば「1」を、特定建設業であれば「2」を記載する

記

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
廃止した建設業	5 6					1	1					1		1	1												1				（ 1．一般 / 2．特定 ）
届出時に許可を受けている建設業	5 7	1				1	1					1		1	1												1				

下段： 現在、許可を受けている業種（廃業予定の業種も含む）の欄に一般建設業であれば「1」を、特定建設業であれば「2」を記載する

行政庁側記入欄 整理区分	5 8		記入しない
決裁年月日	5 9	令和　年　月　日	

【備考】

廃業等の年月日	令和元年　5　月　1　日
廃業等の理由	（1）　許可に係る建設業者が死亡したため
	（2）　法人が合併により消滅したため
	（3）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
	（4）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
	（5）　許可を受けた建設業を廃止したため

該当する理由を選び、〇をつける

県の入札参加資格をお持ちの場合は、別途、「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」の提出が必要となることがあります

問い合わせ先:
廃業届について:
建設業・契約管理課　建設業指導係　（TEL: 0742－27－5429）
競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書について:
建設業・契約管理課　公共工事契約管理係（TEL: 0742－27－7425）

Q＆A

Q1	全部の業種を廃業（全部廃業）します。廃業届以外に提出するものはありますか？
A1	ありません。廃業届に必要事項を記載し、押印の上、管轄の土木事務所までご提出ください
Q2	一部の業種を廃業（一部廃業）します。廃業届以外に提出するものはありますか？
A2	届出書（様式第22号の3）の提出が必要です。届出書に、当該業種の専任技術者を記載し、廃業届と同時にご提出ください
Q3	個人で許可を取得していたのですが、法人を設立したので、法人で新規許可を取得しようと考えています。この場合、廃業届の提出は必要ですか？
A3	はい。法人の新規申請と同時にご提出ください
Q4	上記Q３の場合、「廃業等の年月日」と「廃業等の理由」はどうなりますか？
A4	「廃業等の年月日」は「法人設立日の前日」、「廃業等の理由」は「（5）許可を受けた建設業を廃止したため」になります
Q5	県の入札参加資格をもっています。廃業届の提出に伴い、何か手続きは必要ですか？
A5	はい。原則として、「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」の提出が必要です。詳しくは、建設業・契約管理課公共工事契約管理係にお問い合わせください。また、入札参加資格をお持ちの市町村等でも手続きが必要になることがあります。詳しくは、各市町村等にお問い合わせください
Q6	廃業届を提出したら、何か通知が来るのでしょうか？
A6	はい。全部廃業、一部廃業を問わず、廃業届の提出に伴う取消通知書をお送りします
Q7	廃業届（全部廃業）を提出し、建設業の許可を失うと、建設工事を請け負うことはできなくなるのでしょうか？
A7	いいえ。建設業法における「軽微な建設工事」に限り、請け負うことができます。ただし、電気工事業・解体工事業・浄化槽工事業など、軽微な建設工事であっても登録が必要となる工事がありますので、ご注意ください
Q8	3年前に廃業届（全部廃業）を提出し、建設業の許可を失いました。今度、再度建設業の許可を取得しようと思っているのですが、どのような手続きになるでしょうか？
A8	「新規」申請と同じ手続きが必要です。許可の要件も再度確認することになります。詳しくは、建設業・契約管理課までお問い合わせください